

板野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5度の人件費率
令和6年度	人 12,812	千円 6,616,897	千円 334,336	千円 1,327,630	% 20.1	% 20.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

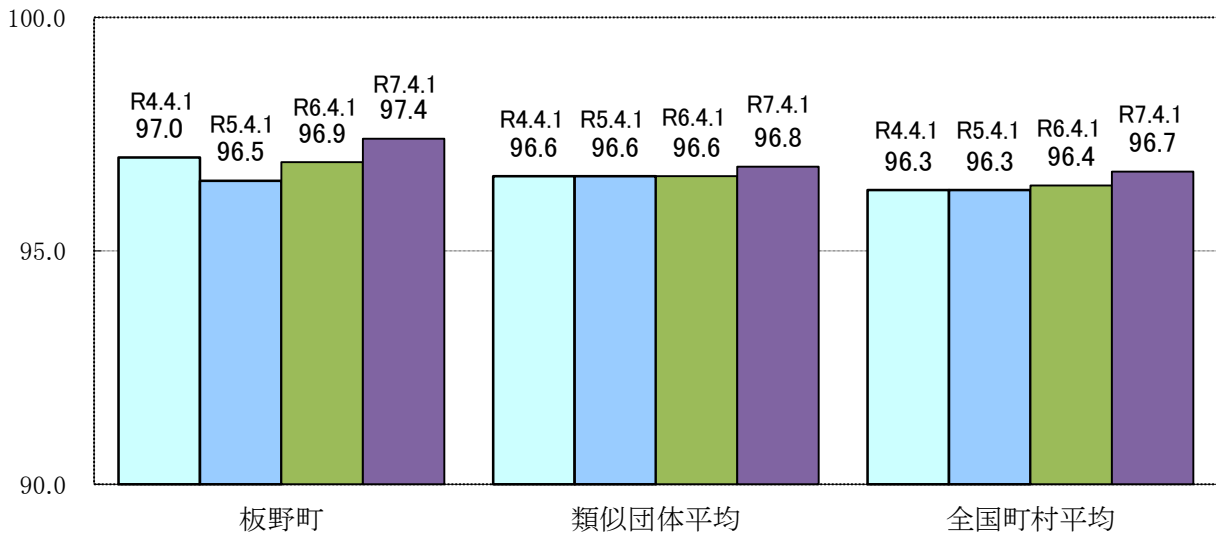
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 124	千円 459,540	千円 48,659	千円 172,428	千円 680,627	千円 5,489	千円 5,921

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含まれない。

3 給与費については、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること。)

職員の経験年数階層の変動による。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B (円 %)	勧告 (改定率) %		
—	—	—	(— %)	—	—	—

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレースと比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A 月	公務員の支給 月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
—	—	—	—	—	—	—

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から6級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

【 実施 未実施 】

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8级以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上重の解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

支給なし

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
板野町	41.6 歳	322,514 円	367,886 円	345,935 円
徳島県	42.9 歳	335,664 円	430,044 円	367,808 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.0 歳	320,372 円	372,776 円	348,009 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)
板野町	57.5 歳	6 人	343,083 円	353,592 円	350,750 円
徳島県	58.5 歳	24 人	362,413 円	400,531 円	378,782 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	50.2 歳	5 人	292,938 円	319,896 円	306,137 円

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
板野町	44.0 歳	318,009 円	335,073 円
徳島県	42.5 歳	368,353 円	409,480 円
類似団体	41.9 歳	315,340 円	348,480 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		板 野 町	徳 島 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	183,500 円	192,500 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	220,000 円	252,000 円	— 円
	高 校 卒	188,000 円	208,900 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	276,400 円	349,200 円	— 円	— 円
	高校卒	246,200 円	— 円	355,700 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

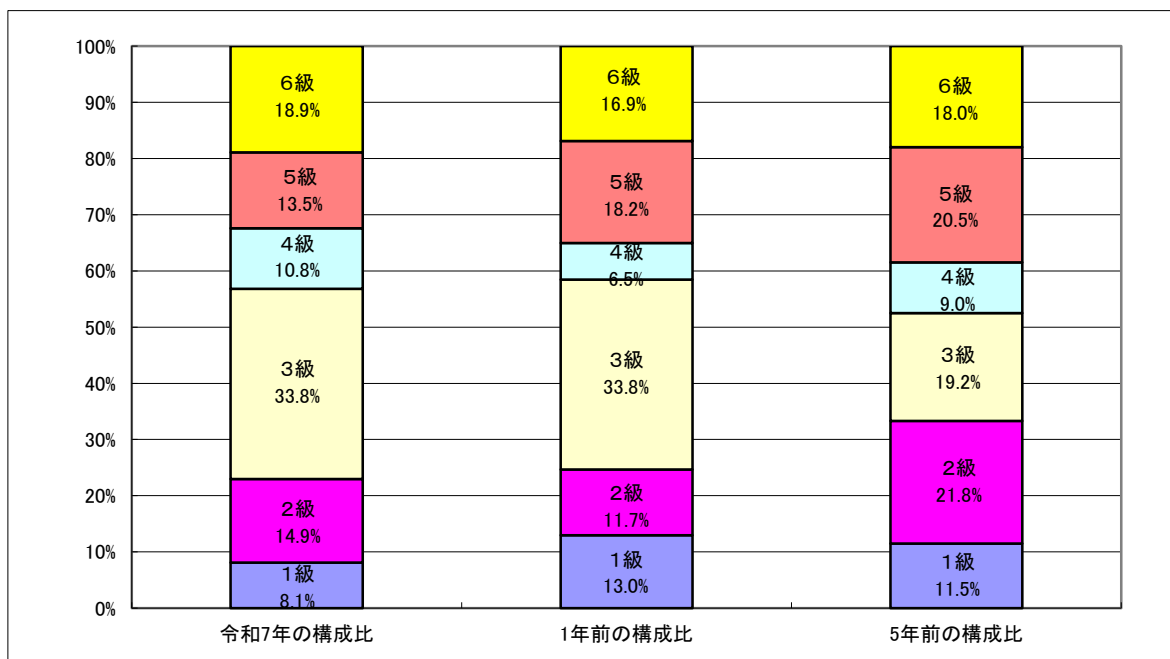
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

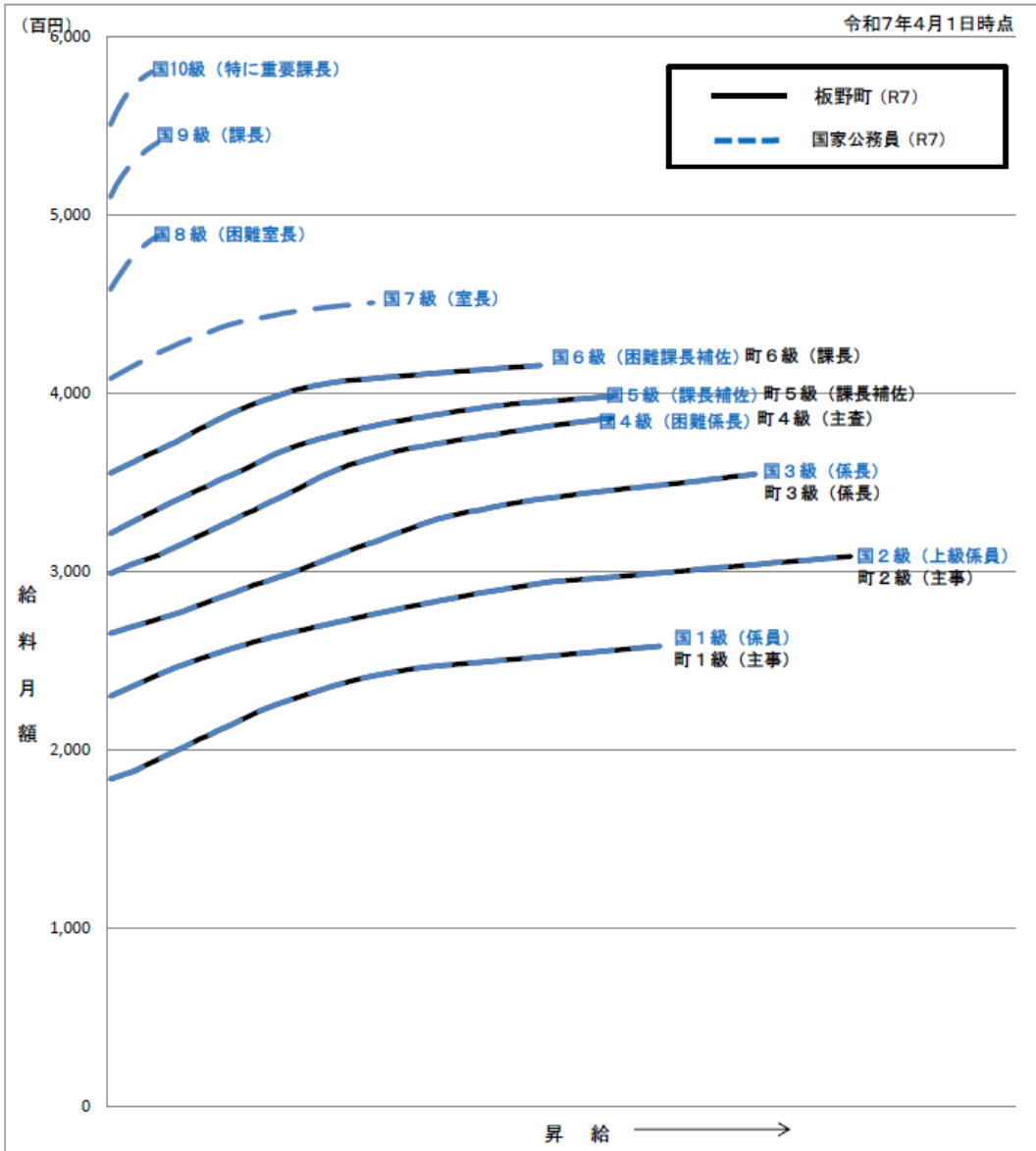
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う主事・保育士・教諭・栄養士・看護師の職務	6 人	8.1 %	183,500 円	258,100 円
2級	困難な業務を行う主事・保育士・教諭・栄養士・看護師の職務	11 人	14.9 %	230,000 円	308,500 円
3級	係長、主査の職務	25 人	33.8 %	265,300 円	354,700 円
4級	困難な業務を行う主査の職務 課長補佐及び出先機関の補佐、主任保育士、主任教諭、主任栄養士、主任看護師の職務	8 人	10.8 %	298,800 円	386,100 円
5級	困難な業務を行う課長補佐及び出先機関の補佐・主任保育士・主任教諭・主任栄養士・主任看護師の職務、統括課長補佐、主幹、副園長、課長及び出先機関の長、 会計管理者、園長、委員会等の事務局の長の職務	10 人	13.5 %	321,300 円	398,200 円
6級	困難な業務を行う課長・出先機関の長・会計管理者・園長・委員会等の長の職務 参事、教育次長の職務	14 人	18.9 %	355,200 円	415,700 円

(注) 1 板野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

板野町	徳島県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,477 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,768 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している	○		○	
活用している支給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

板 野 町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
調整率	83.7/100			調整率	83.7/100		
(国を上回る割合としている場合、その理由)							
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%~45%加算) (退職時特別昇給: -) (退職時特別昇給を設けている理由)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			
自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 566 千円 21,954 千円				-			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
対象となる職員数が1人である場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %
—	— %	— 人	— %
—	— %	— 人	— %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	- %

※ 平成18年7月1日付け特殊勤務手当(8種類)を全廃

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	24,123 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	217 千円
支給実績(令和5年度決算)	19,159 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	168 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の職員数(管理職員、教育職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当(令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)	— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	— 円	
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額(月額)
		円
		円
		円
		円
		円
国の制度と異なる場合がある場合は、その内容と 国の制度を上回る場合はその理由		

(7) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	・子以外の扶養親族 1人につき 6,500円 ・子 11,500円 ※満16歳年度当初から満22歳年度 末までの子がいる場合、1人につき 5,000円を加算	同	—	10,291 千円	228,698 円
住居手当	○借家 月額14,000円を超える家賃を払って いる職員に、家賃額に応じ28,000円 を限度に支給	同	—	5,928 千円	246,985 円
通勤手当	片道の使用距離 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,200円 10km以上15km未満 7,100円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上 24,400円	同	—	4,530 千円	48,709 円
		異	国は45km以上の 区分あり		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 参事 51,000円 総務課長及び教育次長 46,000円 課長及び会計管理者 42,000円 園長、室長及び施設長 36,000円 主幹級 30,000円	異	職務 及び金額	12,738 千円	439,241 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給 料	町 長	738,000 円 (738,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 382,500 円
	副 町 長	590,400 円 (590,400 円)	688,000 円 / 430,400 円
報 酬	議 長	308,700 円	408,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	257,300 円	342,000 円 / 180,000 円
	議 員	205,800 円	323,000 円 / 157,000 円
期 末 手 当	町 長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
	副 町 長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.435	(1期の手当額) 15,409,440円 (支給時期) 任期ごと
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.2575	7,297,344円 任期ごと
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

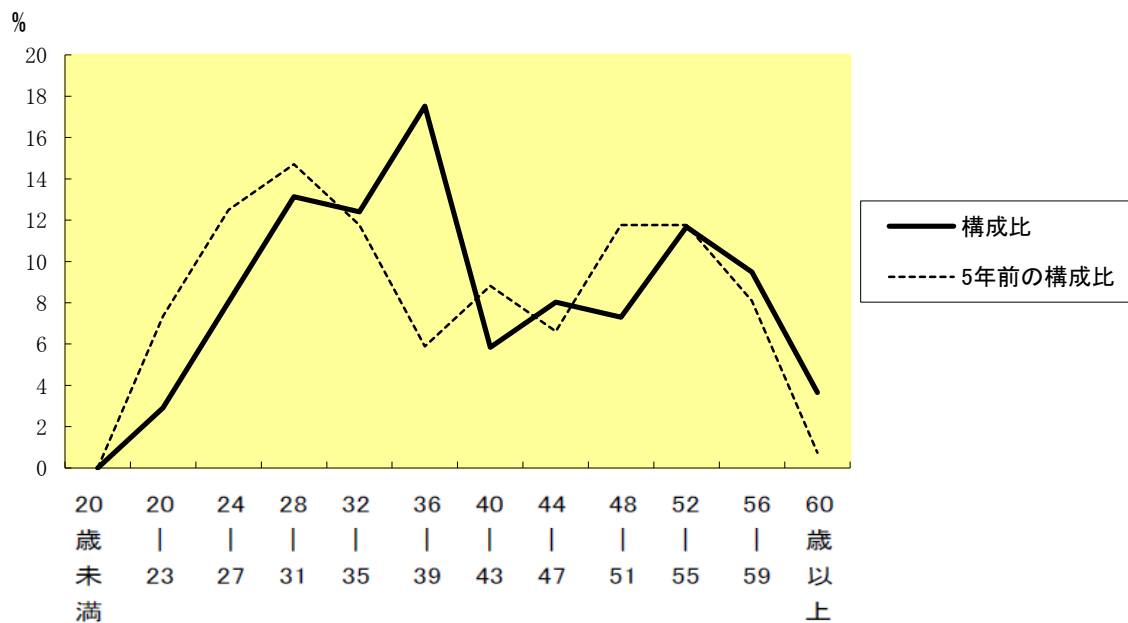
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		
		総 務	24	24		
		税 務	8	7	△ 1	退職による
		民 生	42	44	2	他部門からの配置転換による
		衛 生	8	7	△ 1	他部門への配置転換による
		農林水産	7	7		
		土 木	8	7	△ 1	退職による
	計	99	98	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 76.49 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 90.31 人)	
	教 育 部 門	25	24	△ 1	他部門への配置転換による	
	消 防 部 門	—	—			
小 計	124	122	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.22 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 109.63 人)		
公 営 企 業 部 門	介 護 保 険	5	4	△ 1	他部門への配置転換による	
	国 保	3	3			
	下 水 道	4	4			
	水 道	3	3			
	そ の 他	1	1			
	小 計	16	15	△ 1		
合 計		140	137	△ 3	人口1万人当たり職員数 106.93 人	
		[161]	[161]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	11人	18人	17人	24人	8人	11人	10人	16人	13人	5人	137人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	95	94	100	97	99	98	3 (3.2%)
教育	25	24	23	25	25	24	▲1 (-4.0%)
消防							
普通会計 計	120	118	123	122	124	122	2 (1.7%)
公営企業等会計 計	16	16	15	16	16	15	▲1 (-6.3%)
総合計	136	134	138	138	140	137	1 (0.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円 228,985	千円 15,249	千円 22,331	% 9.8	% 9.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 3	千円 14,801	千円 1,272	千円 6,258	千円 22,331	千円 7,444	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
板野町	52.7 歳	349,200 円	549,713 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事業者	— 歳	—	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

板野町	水道事業(団体平均等)
1人当たり平均支給額(令和6年度) 2,085 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,593 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 — 月分 勤勉手当 — 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

板野町	水道事業(団体平均等)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%~45%加算) 1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算) 1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %
—	— %	— 人	— %
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	— %

※ 平成18年7月1日付け特殊勤務手当を全廃

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	— 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	— 千円
支給実績(令和5年度決算)	— 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	— 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		354 千円	177,000 円
住居手当	一般行政職と同じ	同		0 千円	0 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同		48 千円	24,000 円
管理職手当	一般行政職と同じ	同		1,224 千円	408,000 円

8 等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和7年4月1日現在)

行政職給料表(一)

等級	基準となる職務	等級ごとの職員数		職名	職制上の段階ごとの職員数		
		職員数(人)	構成比(%)		職員数(人)	構成比(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事 定型的な業務を行う保育士 定型的な業務を行う教諭 定型的な業務を行う栄養士 定型的な業務を行う看護師	11	8.4	主事 保育士 教諭 栄養士 看護師	41	31.3	主事級
2級	困難な業務を行う主事 困難な業務を行う保育士 困難な業務を行う教諭 困難な業務を行う栄養士 困難な業務を行う看護師	30	22.9				
3級	係長の職務 主査の職務	40	30.5	係長 保育士兼係長 教諭兼係長 栄養士兼係長 看護師兼係長	40	30.5	係長級
4級	困難な業務を行う主査の職務 課長補佐及び出先機関の補佐の職務 主任保育士の職務 主任教諭の職務 主任栄養士の職務 主任看護師の職務	14	10.7	主査	14	10.7	主査級
5級	困難な業務を行う課長補佐及び出先機関の補佐の職務 困難な業務を行う主任保育士の職務 困難な業務を行う主任教諭の職務 困難な業務を行う主任栄養士の職務 困難な業務を行う主任看護師の職務 統括課長補佐の職務 主幹の職務 副園長の職務 課長及び出先機関の長の職務 会計管理者の職務 園長の職務 委員会等の事務局の長の職務	17	13.0	課長補佐 主任保育士 主任教諭 所長 局長補佐 補佐	10	7.6	課長補佐級
				主幹 事務局長 教育次長 副園長	7	5.3	主幹級
6級	困難な業務を行う課長及び出先機関の長の職務 困難な業務を行う会計管理者の職務 困難な業務を行う園長の職務 困難な業務を行う委員会等の長の職務 教育次長の職務 参事の職務	19	14.5	参事 会計管理者 課長 事務局長 園長 所長 施設長補佐	19	14.5	課長級